

令和6年度第5回山口県瀬戸内海
海区漁業調整委員会議事録

令和6年12月24日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会

令和6年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会議事録

【委員会】

- 1 開催日時 令和6年12月24日(火) 午後0時55分
- 2 開催場所 山口市滝町1番1号 山口県庁10階 漁業調整委員会室
- 3 招集者 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会会長 森友 信
- 4 開催通知を
発した日 令和6年12月17日(火)

5 通知した議題

(1) 議題

- 第1号議案 山口県漁業調整規則の一部改正について(諮問)
- 第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について(諮問)
- 第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について(諮問)
- 第4号議案 特定水産資源(さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくち
いわし瀬戸内海系群)に関する令和7管理年度における知事管理漁獲
可能量について(諮問)

(2) 報告事項

- ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について(さば類)

6 出席者

(委員:11名)

森友 信、梅田 孝夫、小田 貞利、河内山 満政、内藤 武、竹本 信正、
松浦 栄一郎、田中 友之、市川 秀次、山田 歳彦、渡壁 勝則

(県及び事務局)

水産振興課	課長	澁谷 賢司
生産振興班	主査	吉田 剛
	主任	國森 拓也
漁業調整取締班	主査	枝廣 直樹
下関水産振興局 水産課水産班	主査	神尾 豊
岩国・柳井・周南農林水産事務所 水産班	主査	伊藤 憲彦
山口・美祢・周南農林水産事務所 水産班	主査	田中 全
山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	事務局長代理	吉中 強
	書記	中元 佑香
	書記	大谷 拓也

7 傍聞人 出席者なし

8 付議事項及び審議結果

(1) 議案

第1号議案 山口県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第2号議案 新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について（諮問）

【審議結果】

原案のとおりで特に異議はない旨、知事に答申することとした。

第3号議案 山口県資源管理方針の一部改正について（諮問）

【審議結果】

かたくちいわし瀬戸内海系群の特定水産資源への追加に伴う山口県資源管理方針の一部改正案は容認できないとして別紙の案で知事に答申することとした。

第4号議案 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし瀬戸内海系群）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）

【審議結果】

かたくちいわし瀬戸内海系群を除いて原案どおりで異議はない旨答申することを決定した。

まあじについて、漁獲枠の追加配分があった場合はその都度、当委員会に諮る必要はなく事後報告でよいとする付帯決議を行った。

(2) 報告事項

ア 付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について（さば類）

水産振興課から報告を受けた。

9 審議の概要

吉中事務局長
代理

定刻より若干早いようではありますが、本日本日お集まり予定の委員、全員集合されましたので、ただ今から山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

本日は事務局長の向井が体調不良で欠席をしておりますので、私、吉中が代理を務めさせていただきます。

それでは、ただ今から令和6年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会を開催します。

委員定数15名のうち、11名の委員にご出席をいただいておりますので、漁業法第145条の規定により、委員会が成立しておりますことを報告します。

開会にあたりまして森友会長からご挨拶をいただければと存じます。

森友会長 皆さんこんにちは。今年も残すところ1週間余りとなりました。年の瀬の忙しい時期にも関わらず、皆様、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員会の議題は、事前にご案内したとおり、「山口県漁業調整規則の一部改正」、「新規の許可」、「山口県資源管理方針の一部改正」、「令和7管理年度のTAC管理」の4件となっており、その他としてTAC関係の報告事項が1件となっています。

令和2年に漁業法が改正されて以降、国によって新たな資源管理が推進されており、当委員会でも資源管理に関して協議していただく機会が増えておりますが、委員の皆様の慎重な審議をお願いして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

吉中事務局長代理 ありがとうございます。それでは議事に入りたいと思いますが、当海区漁業調整委員会の議長は、委員会運営規程第4条第2項の規定に基づき「会議の議長は、会長をもって充てる」こととなっておりますので、以降の進行は森友会長にお願い致します。

森友会長 それでは議事に先立ち、議事録署名人を指名させていただきます。今回は、松浦委員と渡壁委員にお願いします。

それでは第1号議案「山口県漁業調整規則の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 はい、事務局の中元です。令和6年度第5回瀬戸内海区漁業調整委員会資料の1ページをお開きください。

第1号議案について、令和6年11月15日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

吉中主査 水産振興課の吉中です。事務局の方に座っていますけど、水産振興課の立場で説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の資料の2ページをご覧ください。

今回の規則改正につきましては、全国一律の改正という形になっておりまして、そこに改正理由というところがございますが、そこに(1)、(2)、(3)という形で3点ほど改正がございます。

まず1点目は、(1)に書いていますが、漁業法が一部改正されまして、これに伴う所要の改正となっております。

(1)の中段あたりですが、VMSなどですね、衛星船位測定送信機等の備え付け等を命じられた者については、通信の妨害なり、その

電子機器の機能を損なう行為をしてはならないという規定が新たに漁業法に規定されましたので、これに基づきまして調整規則にも同様の規定を盛り込むということになります。

お手元の資料の5ページをお開きください。

5ページの上段が改正案、下段の方が現行になっております。

上段側の改正案の方に、第2項ということで読み上げますが、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」この文言を新たに調整規則に盛り込むという形になります。

これがまず1点目になります。2ページの方にお戻りください。

1の改正理由の(2)ですね、これにつきましては、刑法等の一部改正に伴いまして、これまで懲役なり禁固という刑が拘禁刑に変わるということで、これに関わる条文が規則上にございますので、その部分を拘禁刑という名前に変えるということになります。

それと、(3)、文言の適正化というところですけど、両罰規定です。

これは法人の従事者が違反行為をした場合に、実際にそういう違反をした人とですね、併せて法人を罰しますよという規定です。

この両罰規定が調整規則の59条及び60条にあります。この規定の仕方が人を対象としているというのが、ちょっと読みにくい面があるということで、自然人たる人を対象としていることを明確化するというので改正しようとするものです。

で、具体的にどういう風になるかと言いますと、6ページをご覧ください。

まず、刑法の改正に伴う拘禁刑の創設ということで、下段の1行目に6カ月以下の懲役という部分がございますが、これが上段の方の2行目の拘禁刑に文言を変えということになります。

あと文言の適正化につきましては、そこに書いてある通りの形に文言も変更するというようにしております。

それと、7ページをご覧ください。

附則ということで、まず施行期日ですが、この規則については公布の日から施行する形にはしておりますが、懲役を拘禁刑に変える部分の刑法の改正が来年の令和7年6月1日から施行されるということで、この部分については令和7年6月1日施行ということにしております。

その関係もございまして、経過措置として2に書いてあるような文言を入れる必要がございますので、その文言を併せて盛り込むという形になります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

森友会長

説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

梅田副会長 ちょっと聞いていいですか。

森友会長 はい、どうぞ。

梅田副会長 ちょっと勉強不足で申し訳ないんだけど、このVMSの備え付けとかを命じられた者とあるんだけど、これはどういうケースの時に命ぜられるのですか。

吉中主査 知事許可漁業では、まだ命じたことはないのですが、違反とかです、そういう関係で、そういう常習性がある者とかです、そういう者については、設置を命ずることができるものです。

現在、大臣許可漁業の沖合底びき網とか大中型まき網にはVMSの設置命令が出されています。

梅田副会長 この改正をすることによって、県知事の許可を持っている人にもできるようになったということですね。

吉中主査 規則上なり漁業法上はですね。現状、そういう命令は出せるようにはなっているのですが、実際に命令を出した事例は県内ではありません。

梅田副会長 スイッチを入れなければいけないと書いていますね。スイッチを入れるのはいいのですが、それを誰が監視しているわけですか。

もし誰かに命令するとします。スイッチを入れなさいよ、入れなければいけませんよという話になっていますから。

入れた時に、じゃあその船がどこにいるとか確認する仕組みなどはできていますか。

吉中主査 大臣許可漁業は、VMSのスイッチが入っていますので、九調さんなりそういうところで、監督官が今どこで操業しているとかのデータは常時見れる状況になっていると聞いてます。

ただ、県知事許可でそういうのを入れるという形になると、今、梅田副会長が言われた通り、今どこにこの人がおるかとかです、その辺が把握できるシステムというか、その辺の整備と言いますか、そういうのは実際やるという形になれば必要になってくるのかなという風には思います。

梅田副会長 何で言うかという、愛媛県の潜水器とかにVMS等を設置させた場合にとにかくいじってはいけないということでしょう。

操作して電波が出ないようにしたらいけませんよとかいうことになる訳ですね。

そうすると、今、言うように常習者で違反をする者がいるでしょ。

それらになぜ装備させないかということが分かりません。それと装備させても、今言うようにチェックするシステムを作らなければ、何処で操業しているか分かりません。

また常時誰かが、監視していなければいけません。できるのかどうなのかということになります。

吉中主査 その辺の課題は、実際やる時という話になれば出てくるかなとは思っています。

愛媛県さんの方は、あの連中になりですね、そういうのをやったらどうかって話はされています。

ただ、許可船に対してそういうのができるという形になっていますので、その辺を踏まえた中で、愛媛県が考えた中でやられることなのかなという風には思います。

梅田副会長 山口県では、しばらくの間はあり得ない話ですね。
はい、分かりました。

森友会長 他にございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長 他にご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第1号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

それでは第2号議案「新規の許可又は起業の認可及び許可の有効期間について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局書記の中元です。

お手元の資料の8ページを開きください。

令和6年12月10日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされています。

説明は水産振興課からお願いします。

枝廣主査

水産振興課の枝廣です。すいません、座って説明させていただきます。

新規の許可又は起業の認可をする時には、委員会の意見を聴いた上で制限措置を定め、申請期間等を公示しなければならないと規定されております。

本日は、県内の許可漁業に関しまして6件ご審議をいただければと思います。資料9ページからご説明いたします。

まず、整理番号1番ですけれども、落網ということで、こちらは小型定置網になりますけれども、岩国市漁協さんが自営でということで、1件の許可要望が上がってきているものでございます。

船舶の総トン数なり、推進機関の馬力数については定めなし。

操業区域については、後ほどご説明いたします。漁業の時期は終年、漁業を営む者の資格は、岩国市（同市通津と由宇町を除く）に漁業根拠地を有する者又は漁業協同組合のうち関係する共同漁業権者の同意を得た者としております。

その右側の継続の承継と書いているところですがけれども、こちらは山口県漁業調整規則の第14条第1項第1号と第4号におきまして、知事が指定した漁業については、継続許可と承継許可ができるという風に規定をされておりますけれども、継続許可というのは、有効期間、許可の有効期間が満了した時に引き続き許可をするというものです。

承継許可というのは許可を受けた者以外の者に許可を承継するというものですけれども、この小型定置網につきましては今回初めて制限措置を定めるということですので、表に載せておりますけれども、そもそもですね、小型定置というのが、船舶ごとの許可ではなくて、人ごとと言いますか、漁業ごとの許可とされておりますので、そういった漁業ごとの許可とされているものについては継続許可と承継許可はそもそも対象にならないという風になっておりますので、資料ではいずれも斜線を引いております。

続いて、整理番号の2番、小型機船底びき網手繰第1種（小手繰網）ですけれども、こちらは安下庄から要望が上がっているものでございます。1件ですね。で、船舶の総トン数は5トン未満、推進機関の馬力数は、斜線にしておりますけれども、国の告示の方で48キロワット以下、15馬力以下と定められております。

で、操業区域は飛ばして、漁業時期ですけれども、1月1日から9月30日まで、漁業を営む者の資格は、瀬戸内海側に根拠地を有する者のうち、底引き2種、大島水道を操業区域とする餌びき網の許可を有しない者としております。

その右側の継続許可、承継許可の部分につきましてはですね、2番以降は、これまで定められているものを参考として載せているものになりますので、説明は省略させていただきます。

続いて、10ページをお開きください。整理番号3番、小型機船底びき網手繰第2種えびこぎ網、こちらも安下庄支店から1件要望が上がっているものになります。総トン数は5トン未満、馬力数は48kw以下、15馬力以下です。漁業の時期は周年、漁業を営む者の資格につきましては、瀬戸内海側に漁業根拠地を有する者のうち底びき手繰第2種大島水道の餌びきの許可を有しない者としております。

続いて、整理番号4番、小型機船底びき網手繰第3種貝桁網ですけれども、こちらも安下庄支店から要望が1件上がっているものがございます。

総トン数と馬力数につきましては整理番号3番と同じです。

漁業の時期につきましては12月7日から翌年の4月19日まで、漁業を営む者の資格につきましては、柳井市、岩国市、周防大島町、和木町に漁業根拠地を有する者としております。

続いて、整理番号5番ですけれども、きす流刺し網漁業、こちらは浮島支店から1件要望が上がっているものになります。

総トン数は5トン未満、馬力数は定めなし。操業区域は山口県内海としておりますけれども、許可の条件で制限区域がございます。

漁業時期につきましては、4月1日から11月30日まで、漁業を営む者の資格につきましては柳井市（大島町に限る）、岩国市、周防大島町の安下庄と大島町を除いたところと和木町に漁業根拠地を有する者としております。

続いて、整理番号6番、ぼら罎刺し網ですけれども、こちらは宇部岬支店から1件要望が上がっているものになります。

総トン数は5トン未満、馬力数は定めなし、漁業の時期は周年、漁業を営む者の資格につきましては、宇部市、そちらに記載の地区を除いたところに漁業根拠地を有する者のうち、関係する共同漁業権者の同意を得た者ということとしております。

続いて、資料12ページをお開きください。

2番の許可又は起業の認可を申請すべき期間ですけれども、整理番号1番から6番、いずれも、明日12月25日から来年の1月24日までの1カ月間としております。

3番、許可の有効期間ですけれども、整理番号1につきましては5年、整理番号2から6につきましては、許可の有効期間の末日は既存の同許可の有効期間の末日と同日とするとしております。

続きまして、資料19ページをお開きください。

こちらが整理番号1番、岩国市漁協から要望がされています落網の操業区域参考図でございます。

続いて、20ページ、21ページの方には底びき網1種、2種、3種の操業参考図、22ページ、23ページの方にはきす流刺し網漁業とぼら罎刺し網漁業の操業参考図を掲載しております。

24ページからは、参考としまして許可の条件を載せてございますので、またご覧いただければと思います。

以上で説明を終わります。本日、6件の許可についてご審議お願いいたします。

森友会長 説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし-----

森友会長 ご意見等がなければ、知事からの諮問に対して「特に異議はない旨の答申をする」こととしてよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第2号議案については、「特に異議はない」と回答することとします。

それでは第3号議案「山口県資源管理方針の一部改正について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局書記の中元です。お手元の資料の39ページをお開きください。

令和6年12月16日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

吉田主査 お世話になります。水産振興課の吉田と申します。それでは、資料39ページとありますけども、資料40ページの方からですね、山口県資源管理方針の一部改正について、かたくちいわし瀬戸内海系群を説明させていただきたいと思えます。座って説明させていただきます。

このかたくちいわし瀬戸内海系群につきましては、前回のですね、11月の委員会で現状について報告させていただいたところです。

詳しくは後ほど説明いたしますけども、概要といたしましては、かたくちいわし、瀬戸内海に生息するかたくちいわしのTAC化に向けて水産庁が進めているという状況で、それに対して県としては、様々な課題があるので、かたくちいわしにTACという名札をつける前に色々な課題を解決してほしいという意見をしていたところですけども、水産庁としては先に進めた上で課題を解決するというので、令和6年の5月末に開かれた水産庁と関係漁業者等の会議の席で、来月から令和7年の1月からTAC魚種に指定した上で、ステップアップ管理というステージ1、TAC管理の本格的なスタートではないんですけども、TAC魚種に指定して、TAC管理に向けて協議するステ

ージに進めますと、そういった取りまとめを示唆したところです。

県としてはですね、先月の委員会でも報告させていただきましたけども、5月末以降に、現場の方にそういった状況を説明できてないということから、11月の委員会で、まずは現場の方にですね、そういった状況を説明した上で、今月、12月になりますけども、本日になりますけども、委員会の方ですね、このかたくちいわし瀬戸内海系群をTAC魚種に指定することに関する県の諮問について色々説明した上で、ご検討いただきたいというところで説明を終えたところです。

本日はですね、39ページにありますとおり、国の方が先月の11月18日の委員会の後、11月21日に国として瀬戸内海系群のかたくちいわしをTAC魚種として指定すると、そういったことを官報に掲載したところです。

国としてそういった形で、資源管理基本方針という資源管理の方針を規定しているものに瀬戸内海系群のかたくちいわしをTAC魚種に位置付けることになったことから、法律上ですね、法第14条におきまして、都道府県は国のそういった方針に即して県の資源管理の方針を定めることになっておりますので、本日、委員会のご意見を伺いたいというところで諮問をしているところです。

諮問内容としましては、かたくちいわしの瀬戸内海系群をTAC魚種として県の方針に位置付けていいかという内容でございます。

今からですね、今までの調整経過と先週12月16日に内海東部海域のかたくちいわしの船びき網が盛んな地域の漁業者の方々にこの内容を説明しましたが、その内容。それと水産庁もですね、こういった大きな方針転換をしますので、広く意見を募るためパブリックコメントを実施しています。資料のですね、別冊1と別冊2にその内容を示してございます。そちらの方においてですね、今回のかたくちいわし瀬戸内海系群のTAC化に向けて色々ご意見が出ているところで、本県以外の漁業者からも色々出ているところですので、そのあたりをですね、紹介させていただいた上で委員の皆様方にご審議していただきたいと思っておりますので、ちょっと説明が長くなりますけども、説明をさせていただきますと思います。

資料の41ページの3というところでございますけども、前回の委員会で報告させていただきましたけども、なぜ水産庁がこういった色々な魚種を漁獲量の管理というTACに向けて進めているかというところでございます。以前のですね、委員会でも報告させていただきましたけども、従前はですね、今、現時点では、いわゆる資源管理というのは、獲る方法ですね、小さい魚を取ってはいけないとか、産卵期間の魚を獲らないようにして、できるだけ次世代に資源を残して、そういった形で持続的に魚を利用していこうと、そういった流れで資源

管理を行ってきているわけですが、船の性能が上がったりとか、そういった技術革新によって獲る方法の制限っていうのがなかなかルールとして追いつかなくなるということから、漁業法を改正してですね、皆様方が持続的に漁業ができるように科学的なアプローチに基づいた漁獲量管理をしていくと。そういったところを大きな方針として打ち出して、全国の漁獲量の8割、今時点、くろまぐろとかまあじとかさば類、すでにTAC化されたものがございますけども、それにプラス2割ということで、かたくちいわしなり、とらふぐなりというところをTAC化に向けて進めているというところでございます。

一方ですね、かたくちいわしにつきましては、皆様ご承知の通り、資源の影響というのが、獲る量もさることながら、環境の変動ですね、これに大きく影響を受けるということから、TAC制度そのものを適用するのが非常に難しいという課題があります。

県としては水産庁との協議の中で、かたくちいわしはTACに馴染みにくい魚種であるということを説明するとともに、山口県内では色々な資源管理を行ってうまく利用している、そういった方々がいらっしゃると思いますので、TAC魚種に指定するにあたってはですね、まず現場の理解を得るのが先決ということで、かねがね意見をさせていただいたところです。

先ほども申し上げましたけども、それに対して水産庁は、以下の3ポツ、3つの回答をしているところです。

まずですね、山口県などからかたくちいわしのTAC管理について管理が難しいよと言っていることに関してはですね、一応そういった意見があるのを踏まえて、かたくちいわしの特徴に即したルールづくりというのを、後ほど説明させていただきますけども、45ページですね、提案をしてきて、その具体化についてはTAC魚種に指定した後でステップアップの管理期間の中で協議させていただきたいというものです。

続きまして、具体的な課題については水産庁としては承知しているのですが、まずはそのステップアップの期間、TAC魚種にかたくちいわしを指定してから漁獲量の報告を義務化して正確なデータを収集し、資源評価の精度を高めながら関係者と意見交換を行いたい。

最後に、実質的なTAC管理ステップ3には、課題の解決が図れない間はですね、移行しないということで、先ほどからですね、ステップアップという言葉が出てきておりますけども、ちょっと資料のですね、すいません、44ページの方をお開きください。これ横になっているのですが、これはですね、12月16日の現場説明会でも使用させていただいた資料でございますが、大きな流れとしてですね、今は①の協議を行って、TAC魚種の指定に向けた水産庁との意見交換ということで、3回に分けてですね、約1年間協議を進めて、県か

らはですね、まずは課題解決、事業者の不安を取り除く、TAC魚種を指定する前に、②に行く前にしっかり課題解決をしてくださいというところでしたけども、水産庁としては、TAC魚種、②を経て③です、このTAC管理のステップアップというのがありまして、これはいわゆる本格的なTAC管理のスタートではなくて、漁獲量報告だけを義務化するのだけども、まずはTAC管理に向けての助走期間ということで様々な課題を解決するステージという形のものでございませうけども、そこで色々課題を解決しよう。

で、先ほど申し上げましたけども、実質的なTAC管理、ステップ3に行くにあたってはですね、しっかり課題を解決しないと行かないよというところをですね、水産庁は、山口県等のTAC魚種に指定する前に課題を解決するという意見に対してはですね、そういった形で回答してきているところでございます。

すいませんで、資料の42ページの方、お聞きください。

今までがですね、先月の委員会で説明させていただいた内容でございますけども、そういった状況を踏まえてですね、12月16日に関係漁業者に対して説明会を開きました。

説明資料といたしましては、今申し上げた46ページを含めてですね、43から47ページまでの資料を用いて、現状などを説明させていただいたところです。

ご意見の方は後ほど詳細にご紹介させていただきますけども、当日の当方の説明、山口県庁としての説明としまして、43ページにございますけども、今までの経過ですね、先ほど説明させていただきました法の目的、かたくちいわしをTAC管理した時の課題、県の対応方針というところで、水産庁の対応っていうところを説明させていただいたところです。

それを踏まえてですね、現場の漁業者の方々には、県の対応方針として、県からはですね、色々課題があるということで承知をしているところですけども、現実的なですね、選択肢としては、今までのですね、操業ができるような、先ほど45ページにあるように、ルール作りをしっかりやった上で、ステップアップ期間中にですね、その辺をしっかりと、形になるようにした上で進めるしかないんじゃないかというようなですね、県の対応方針を説明させていただいたところです。

具体的にはですね、ちょっと45ページの方を開いてください。

県としてはですね、そのかたくちいわしをTAC化することによって一番懸念しているところは、かたくちいわしというのはですね、非常に資源量の予測が難しい魚種ということの水産庁も認めているところでございまして、仮にですね、いわゆる来年の資源量を読み間違った場合、海にかたくちいわしがいるのにTACとしては少ない数を設定する、いわゆる獲ってもいいですねかたくちいわしが海の中にいる

のにですね、獲れなくなると、そういった状況が発生してしまうという状況が出てくるというところで、県としてはですね、そういった問題がありますので、まずはTAC魚種に指定する前にですね、課題を解決しないといけないんじゃないですかと水産庁にも申してきたところですけども、水産庁としては、そういったですね、問題が生じないようなルール作りを、詳細な説明はちょっと控えますけれども、こういったルールを提示してきて今後進めるという話でございましたので、県としては、実質的に取り得る手段としてこのステップ1に入った上で課題などを解決して、従前通りですね、かたくちいわしの利用者の方々が困らないような形で進めたいというところを現場の漁業者の方々には説明させていただいたところです。

42ページに戻っていただきまして、県の瀬戸内海海域にはですね、13の経営体がございます。

山口県の東部海域にはこのほとんどの11経営体はその海域で操業されているところですけども、11経営体の漁業者の方々全てが出席されました。意見としては5点ございました。

まずですね、先ほど申し上げました通り、今までの操業でうまくいっている、色々な資源管理をやってもうまくいっている中で、TACの導入によって自分たちの生活にどのような影響を受けるかっていうのが分からないので、まず、要するに不安を解消するための解決策を示して欲しいというもので、2番、3番、後は共通するところですけども、それによって、どのようなですね、経営の影響、今うまくいっているのに、TAC管理というリスクを取って悪い影響が出るのは非常に困ると。ちなみに、そのかたくちいわしについては、いわゆるその加工場で人も雇っていると。

で、最近はその季節労働者というのもいなくなって、周年通じてですね、人を雇っていかないといけないという中で、TACによる影響が未知数で非常に不安だというような声が上がってきました。

加えてですね、他県との公平性という観点で、山口県は、漁業者の方々はしっかり資源管理をやっているのに、そういった瀬戸内海の他の海域で山口県よりも資源管理の強度が低い、そういった方々に、過去の実績に基づいて漁獲枠を割り当てられるのは不公平じゃないか。

最後に、従来、漁業者は自分達でルールを作ると、そういったプロセスで操業してきたのに、水産庁が現場の意見を無視して進めるというのは非常に腹立たしいと、そういった意見などもございました。

今まで申し上げたところが、県の方針、水産庁の対応及び現場の反応というところでございます。

先ほど申し上げました通り水産庁は、TAC化に向けてパブリックコメントという形で広く漁業関係者に意見を募ってございまして、この別冊2というものが、かたくちいわし瀬戸内海系群をTAC化する

にあたってどういった意見が出て、それに対して水産庁がどう考えているのかをまとめた資料です。

左が漁業者等の意見で、右が水産庁の意見です。で、かたくちいわしの瀬戸内海系群というのは意見8から意見14、7つほどですね、パブリックコメントが出ているところです。

これ、ちょっと読み出すとかなり長くなりますので、その要約をしたのが別冊1というものでございますので、こちらの方を紹介させていただきたいなと思います。

まず1枚目がパブリックコメントの8から14ということで、それをまとめると大体6点の意見になります。これは、山口県の水産振興課が取りまとめたものでございます。

まず1点目として、先ほど申し上げました通り、かたくちいわしの資源の予測は非常に難しいということで、そもそもTAC管理というのが機能するかどうか、環境要因の影響を大きく受けるので、その点を踏まえた柔軟な管理方法をやっていないといけないのではないかということ、2点目として、先ほどから出ています通り、漁業者の方々の意見を十分に踏まえずに進めているということに対して非常に不信感を抱いているということで、事務作業、また導入全般に渡りますけども、漁協とか県庁の事務負担が増えるということが非常に懸念されているということですね。

あと管理方法ですけども、かたくちいわしの漁業っていうのは周年ですね、大体全ての海域で操業期間は一緒なわけで、そういったところで県間融通とかそういった柔軟な管理が提案されているが、実際本当に機能するかどうかということ。加えて、配分基準の公平性というところですけども、先ほど申し上げましたとおり山口県では厳しい資源管理のもと、持続的な利用に向けて頑張っているのに、そうじゃない海域は、TACというのは漁獲実績に基づいて配分するっていうのが一般的ですので、そういった資源管理をあまりやっていないところに対して枠が配分されるっていうのは不公平じゃないかということですね。

4番では、これはですね、他の海域、かたくちいわしについては、瀬戸内海、日本海側と太平洋側、3つのグループに分かれているのですが、先行して運用が始まっている日本海側と瀬戸内海側及び太平洋側とTAC管理のスタートを一緒にしてほしいという意見も出ています。

その他ですね、漁業経営の配慮とか、今までの自主的にやっている資源管理を尊重してほしいとか、そういった意見が出ているところです。それに対してですね、2ページ目、これがですね、今申し上げた8から14の意見に対して水産庁の回答基調ということで、今申し上げた1ページの数ですね、内容と1対1の関係になってないところがござ

いますけども、水産庁の回答基調といたしましては、先ほど申し上げた通り、漁業法を改正したっていうのは、漁業者の所得の向上を図るためのその科学的なアプローチの中でしっかり資源管理をやって持続的な漁業に結びつけるということで、瀬戸内海のかたくちいわしについてもそういった取り組みをやっていくことに意義があるとした回答です。

続いて、資源評価、将来予測、かたくちいわしの資源評価の難しさっていう部分につきましては、まず漁獲量の報告体制の確立っていうのが第1ステップだということで、それを踏まえて色々な検討をしていきたいというところが2番目と3番目というところですよ。

4番目として、TAC管理のステップアップという形で、新しいTAC魚種については、すぐに本格的なTAC管理をスタートするのではなくて、色々なルールを検討する期間、ステップアップの期間を設けていくとしています。

先ほどかたくちいわしに合ったルール作りということで、45ページですね、内容を説明させていただきましたけども、TAC管理のステップアップってのは1と2で分かれているところでもございますけども、そのステップ管理のですね、1の間にそういったルール作りもしっかりやって行くということ、できるだけ漁業者に寄り添った対応をしていきたいということです。

5番目として、初のTAC管理に対する関係者の不安っていうのは認識しているので、そちらについてもTAC魚種に指定した後ではあるけども、理解と協力を得ながら丁寧に進めるということです。

その他、シラスの管理とかですね。負担軽減策として色々スマート漁業を推進し電子化をして負担を軽減するというような意見が出されたところでございます。

続いて8から14ですね。ちょっと概要、要約をしていると言えど、長くなりますので、この8番のみですね、ちょっと紹介させていただきますと、この8番っていうのは、実は山口県漁協さんがですね、パブリックコメントとして、意見を出された内容でございます。

項目としてはですね、5点ほど設けています。

まず1点目がですね、現場の意見を軽視した進め方ということで、かねてからですね、山口県と山口県漁協はTAC管理するにあたっては、しっかりと漁業者の理解と協力を得た上で進めてほしいということを書いてきたところでございますけども、今回ですね、それを押し切ってTAC魚種に指定するということに関して、強いですね、憤り、不信感と憤りを抱いているということで、こういった形でTAC魚種に指定することについて懸念を示しているということです。

それに対して水産庁としては、ステークホルダー会合を通じて現場の意見は丁寧に取り上げて対応してきており、引き続き関係者の理解

と協力を得ながら進めるというところで回答しているということでございます。

続いて2点目として、TAC管理が漁業生産力に与える影響というところで、漁業者は常々資源管理を行ってその重要性は理解しているけども、強引にTAC魚種に指定した上でステップ1に移行することは、今まで水産庁が関係者の理解と協力を経て進めるといったことに反している。こういった強引な進め方は協力する気持ちも失わせるということで、TAC管理の不信感を高めているという意見です。

それに対しては、水産庁は、TAC管理は資源を利用する上で有効な仕組みであるので、かたくちいわしの特徴に沿った色々な制度を作って、生産力への影響を最小限に抑え、かたくちいわしに合ったTAC管理を進めるということを回答しているところです。

続いて、漁獲枠の柔軟な運用制度にかかる不確実性ということで、漁獲量の不確実性、かたくちいわしがTAC管理になった場合、資源の予測が難しいということで様々な問題が生じるという点です。

そういうことが想定されるので、水産庁としてはですね、柔軟な運用をするというところを提示している、けども、具体的な内容が示されていないので、それがどのような影響が出て、漁業者の収入にどのように直結するかっていうのが不透明なので不安が残るというような意見でございますけども、それに対して、今現在ですね、先ほど45ページに示させていただいた通り、かたくちいわしに合った色々なルール作りを、ステップアップ期間の中でしっかり協議していきたいというような回答になってございます。

4点目として、漁業者の経営への悪影響ということで、TAC管理の柔軟な運用の全容が示されていない中で本当に有効に機能するのかわかっていうところをまず明確に示した上で、その移行前にしっかりと不安を解消するためにルールというのを示してほしいというところでございますけども、それに対して水産庁としましては、漁業者のですね、影響を最小限にするために早期にTAC管理を導入することが必要だと、かねがね意見が出ている獲って問題のない資源を、確実に獲れるような、漁獲できる仕組みを作っていくというところで意見、回答が来ているところでございます。

最後に5番の生産力維持のための慎重な対応ということで、現時点では漁業者への説明が不十分であり、理解が得られてないため、TAC管理への移行はですね、時期尚早として、最終的に山口県漁協さんとしては、特定水産資源の追加っていうのを、いわゆるTAC魚種に追加するっていうのは撤回してほしいというような意見でございますけれども、水産庁としては、かたくちいわしの特徴に合ったTAC管理の制度設計は漁獲報告のみを義務化するステップアップ期間の中でしっかりやっていくので、その点を理解してほしいというような回答

になっているところでございます。

それ以外にも9番から14番、様々な意見が、本県のみならず、瀬戸内海の漁業関係者並びに行政の方から出ているところでございます。

全体の説明が長くなりましたけれども、そういった状況を踏まえて、本日、39ページにございます、このかたくちいわし瀬戸内海系群を山口県の資源管理方針においてTAC魚種に規定するということの諮問についてご審議いただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

森友会長 ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

田中委員 はい、このかたくちいわしだけれどこれは一体誰が進めているのですか。

水産庁と誰ですか。

吉田主査 ご意見ありがとうございます。誰かと言いますと、漁業法を改正したのは水産庁でございますけれども、その大元にありますが、今までですね、その漁獲量が下がってきたと。で、その要因として、やはりその資源管理---

田中委員 私が聞いているのは、そのことではありません。

この問題を進めていくのは、誰が進めているのかということです。水産庁と県がやっているのですか。

吉田主査 大元は、水産庁がTAC魚種に指定したという立て付けがございまして、県としましてはその水産庁に出された方針に沿って対応しないといけない、要は水産庁の方針に従って対応しないといけないという立て付けになってございます。

で、回答としましては、まず水産庁からそういう方針が示されたので県として諮問をしていると、そういった状況です。

田中委員 おかしいじゃないかね。なんで漁業者の代表が一緒になって進めていかんのですか。

なんであなたやら、水産庁だけが話してから、なんで漁業者が入らんのですか。なんで入れないのですか。

吉田主査 一応ですね、すいません、44ページを開いていただければと思いますけれども、TAC魚種の指定に向けては、今までのですね、資源管理を大きく方針転換するということから、利害関係者ですね、ステークホルダーの方々に対して意見交換を行う場が設けられてございませ

て、令和5年5月30日、令和5年12月15日、令和6年5月28日、3回ほど開かれまして、これはですね、県と水産庁のみならず関係漁業者が広く参加して意見を述べていいということで、本県からはですね、漁業者の方々にも参加していただいて意見をさせていただいたところがございますし---

田中委員 うちの漁協で誰か参加したの？私は知らないのですが。

吉田主査 直接の漁業者ではないのですが、周南統括のですね、藤村参与も一緒に現場の方に---

田中委員 私が言いたいのは、なんで海の中が分かりもしない者が集まってやるのですか。

海の中が分かる者の中に入れて話をしないと嘘でしょ。それで、反対も出てくるのじゃないですか。

吉田主査 すいません、私の説明の仕方があれですけど、一応、漁業者の方々も参加してもらっています。今まで3回ほど水産庁とTAC化に向けての協議が開かれたのですが、その中に漁業者の方々、実際にかたくちいわしの船びき網をやっている漁業者の方々も入っていただいて、意見交換をしました。

田中委員 参加した漁業者は何人位ですか。

吉田主査 ちょっと明確な数字は答えられませんが、山口県からはですね、瀬戸内海東部海域の浮島という離島がありますが、その島の方々にも参加していただいています。

5経営体あるのですが、その全ての経営体から来ていただきました。

田中委員 だけど、普通の話だったら、広く漁業者を集めてからやるのが当たり前なのじゃないですか。

水産庁の職員が海の中の事情が分かるのですか。県の者も分かりますか。一番分かっているのは、漁業者じゃないのかな。

それらを入れないで勝手に動かすから不満も出るよね。漁業者も一緒に入れて話してないから、地元に戻って話もできてないからこうなります。

勝手に自分らだけで決めてから。お前らってのは馬鹿だから考えるのは、かしこいのが考えるというようなやり方ではないですか。

森友会長 田中さん。実際に言えばそういうことになります。
山口県の漁業者も結構反対意見を言っています。県も言っています。

田中委員 組合長、うちの組合にも来ました。今度これをやるからっていうことになったということでした。
うちの組合で話した時、私も言いました。管理する魚を決めるよりは先に餌とか魚が食えるような餌を作るような、育てるようなことが必要だ。
餌がないから育たないのではないか。これってどうかって言ったら何にも言わないで帰りました。

森友会長 今日知事から調整委員会に諮問が来ています。そのため、答申をしないとイケません。
答申は反対の意見を県に出すつもりでいます。
それに対して水産庁がどういう風な対応をしてくるかはまだ分かりません。

田中委員 だけど、これ、だんだん進んできています。もうやりますという感じですよ。
やろうという前に漁業者の代表を入れてきちっと話してくれれば良かったと思います。

森友会長 現業者も入っています。

田中委員 入っているのは誰ですか。

森友会長 今、説明したとおり、浮島の漁業者等が入っています。

小田委員 私も代表として、東部の代表としてもう2回神戸に行って全部反対の意見を言いました。
それにも関わらず、国がそういう方向で来たわけです。
県としてはどうしましよかっていう提案です。この委員会としては、漁業者の意見も尊重して、これは認めるべきじゃないっていうのを答申したいと思うんですけど。

田中委員 なんかそういうこともひとつも言わないで、ただ進めて行く。そんな暴力みたいな話があるかと思っています。

森友会長 そうでしょう。普通で考えたら進め方がおかしい。

山田委員 外海は賛成しているのでしょうか。外海は漁業の形態が違いますが、基本的には賛成か反対かどちらですか。

吉田主査 ちょっと担当が違うっていうことで深く関わってないところがあるのですけども。日本海側については1年前から始まっているわけですけども、山口県においては、瀬戸内海に比べて日本海海域のかたくちいわしのシェアっていうのがそんなに大きくなく、現行水準というところがございます。

一方、長崎とか日本海側のかたくちいわしの多いところはですね、やっぱり山口県と同様にかたくちいわしの漁が盛んな地域は不安な声が上がってきているということで、今まさに、どうやったらかたくちいわしのTACが前に進むのかっていうのをですね、話しているところでございますけども。日本海側は主に関係者がですね、まき網で獲る漁業が主流ということで、かねてからそのTAC管理については、いわゆるさばとかあじ――。

山田委員 漁業者によっても地域によっても、獲る方法も違う訳ですね。それで反対も根強いけれど賛成もあるということでしょう。

積極的賛成はないにしても。

だけど地域地域で違うよね、完全にね。

これは内海の漁業者で賛成っていう人はいないでしょ。小田さん。

小田委員 漁業管理について反対しているわけではありません。

TAC管理が違うんじゃないかっていうことをずっと言っているんです。

漁獲量を調べるのに、農林統計で調べるわけです。

農林統計は2年前の数字です。いわしは終わるとるよ、2年前の資源の話。それはおかしいじゃないかって言っています。

他の管理の方法があるんじゃないかって言うんです。

TAC管理じゃないよっていうことが一番メインなんですけどね。

資源管理自体に反対しとるわけじゃない。

梅田副会長 ちょっといいですか。

これ最大の問題は何回も言うようだけど、結局、資源評価が難しいってような魚種をね、TAC管理しますという点です。

たとえば仮に今回説明するとき、資源評価の方法は決まっていまいませんけど、とにかく獲る量は決めますという、そんな言い方はできないと思います。

だから、資源評価が、ある程度こういう形でやっていけばほぼ間違いないですねというぐらいの研究を先にすればいいと思います。

それで、その研究成果が出た段階でね、やっぱりこういう形でTACで管理していきたいというのがすじだと思っよね。

それなのに、もうTACありきで、あなた方が何を言ってもダメとしておいて、それで、かたや水産庁自身が資源評価が難しいと言っているんでしょ。

それはおかしいと思っよ、絶対に。そこのところで、今県漁協がブリックコメントに出してるように、時期が早いと、このTACやるのはね、そこに尽きるんやないんかね。

それを強引にやろうというようになってくると、で、私には他の県が賛成しているっていうのもまた良く理解できないわけです。

例えば、とらふぐとかを資源管理しています。

資源評価を行い資源が多い少ないとかって評価しています。

それなりになんか研究してやりよるのだろうけど、かたくちいわしは本当にしているのですか、資源評価とかを。

いろんな魚種を資源評価していますよね、水産庁は。

吉田主査 水産庁はTAC対象魚種について、現時点は全国ベースの6割の漁獲量のものを8割にするとしています。2割プラスするのに、今のかたくちいわしとかとらふぐとか、まあ、さわらなんかも入っているところですけども、それらについては全て令和2年の法律改正の後ですね、とらふぐと同じようなレベルでしっかり資源評価をやっています。

梅田副会長 そうすると資源量の把握ができるということですか。

吉田主査 資源量の把握というか、その従来のやり方に沿って当てはめて資源評価をやってるということで、その出た答えが本当に海の中の資源量を表してるかどうかというところは、魚種ごとにやっぱり特色があるので、やっぱり食物連鎖の上位に来るような魚はある程度予測ができる場合もありますし、そうではない、今回のような食物連鎖の下位にいるようなかたくちいわしについては、やっぱり獲るっていう部分よりも環境変動っていうようなところのインパクトが強い魚種と言われてますので、なかなか難しいという風に言われてることで、その辺が資源評価の不確実性ということで、本当に海の中にいるかたくちいわしの量と机の上でやった計算が合うのかどうかというところはですね、色々課題としてあるという風に認識してます、かたくちいわしについては。

梅田副会長 良くわからんけど。今それで漁業者が皆反対しとるというのに、委員会はそれはいいですね、やれなんてととても言えるもんじゃないよね。

森友会長 知事に答申する必要があります。

小田委員 反対ということで返せばよい。

森友会長 漁業者が反対してるものは調整委員会で賛成できないでしょう。全漁業者が反対しているわけですから。

それが今日の会議の全てです。

でも、答申する中身を分かってもらわないといけません。

わけのわからない反対をしてるわけじゃありません。

水産庁が一番いけないのは、関係する漁業者の理解を得た上で着実に進めるとある。これが、ずっとこれ謳い文句です。

それをステークホルダー会議を途中で打ち切って、5月28日に決めて、この10月何日でしたか、無理やりTACをやると決めています。

それで知事は調整委員会に諮らなくてはいけなくなったのが、今のこの会議です。

回答を知事に返さなければいけません。それからのことは反対してみないとわかりません。

田中委員 もし、水産庁がこれで行こうって決めた時、漁業者が、俺らはやらん、言うことを聞かんということになったらどうするのですか。

森友会長 それはやってみないと分かりません。命令が下るのは確かです。

田中委員 命令が下ったら罰金ですか、禁固刑ですか。

森友会長 罰則規定がまだ適用されていません。

田中委員 だから、そういうことにならんように、きちっと漁業者と話してから、やればよいと私が言っているわけです。

だけど、俺らは言うことを聞かないと漁業者が言ったらどうするのですか。

なんで俺らがしなければいけないかって。

森友会長 それでは、色々意見が出ましたが、かたくちいわし瀬戸内海系群については、とても承認できるのではなく、委員の皆様の意見は、基本的にはバブリックメントの8番の内容に集約されてるのではないかと思います。

今から休憩しますので、事務局の方、答申案を作成し、皆様に配布していただけますか。よろしいですか。

-----休憩-----

森友会長

議事を再開します。
事務局から答申案を説明してください。

吉中事務局長
代理

事務局から答申案を説明させていただきます。
お手元に、答申案ということで今お配りしてるものをご覧ください。
全部読ませていただきます。

令和6年12月16日付令6水産振興第775号で諮問のありました「かたくちいわし瀬戸内海系群」の特定水産資源への追加について、TAC管理導入にあたっては、課題を解決しながら段階的に発展させるステップアップ方式を経て、本格的なTAC管理となるステップ3へ移行する仕組みが想定されているが、制度上、特定水産資源への指定は不可逆的であることから、当委員会は本系群を対象とする漁業生産力の持続的発展を考慮し、現時点では以下の理由により容認できない。

1 現場の意見を軽視した進め方

本系群を特定水産資源へ追加するにあたり、漁業者や関係者の理解と協力を得ることが不可欠である。しかし、今回の進め方は現場の意見を十分に反映したものではなく、漁業者からの信頼を損ねる懸念があり、このような一方的な手法は、資源管理への協力体制の構築を困難にする懸念があること。

2 TAC管理が本系群を対象とする漁業の漁業生産力に与える影響

本系群を対象とする漁業は、主に0歳魚を漁獲対象とする短命魚種であること、本系群が環境変化の影響を大きく受けるため資源量の変動が激しく、資源評価や将来予測の精度が低い現状にある。このような状況下でTAC管理を導入すれば、漁業者に過度な制約を課し、結果として、漁業生産力の向上が妨げられる可能性があること。

3 漁獲枠の柔軟な運用制度の不確実性

水産庁が提案する「国留保枠からの配分」「県間融通」「翌年度からの繰入」などの柔軟な運用制度は、実効性を裏付ける具体的なデータや詳細な運用方針が示されていないため、漁業者にとって制度の有効性が明確でなく、不安が払拭されていないこと。

4 漁業者の経営への悪影響

TAC管理の導入は、本系群特有の資源の将来予測の不確実性により、本系群の有効活用を妨げる可能性がある。これにより、漁業者が、資源を有効活用するために確立した従来の自主的な資源管理

における資源特性に合わせた操業体制が損なわれる結果、地域経済や雇用に悪影響を及ぼし、地域社会の持続的発展を阻害するリスクがあること。

5 本系群を対象とする漁業生産力の発展を維持するための要請

本系群への TAC 管理導入は、上記の理由（1. 現場の意見を軽視した進め方、2. TAC 管理が漁業生産力に与える影響、3. 漁獲枠の柔軟な運用制度の不確実性、4. 漁業者の経営への悪影響）により、生産性の低下や漁業生産力の発展を阻害するリスクがあるため、法の趣旨に鑑みて、その影響を慎重に見極めるべきであること。

以上、これまでのですね、先ほど水産振興課からも説明ありましたが、これまでの状況、あとは関係漁業者さんの意見ですね。あとは、本日の委員会の意見等も踏まえまして、事務局として、答申案ということで、こういう形でどうかということ考えております。

森友会長 どうもありがとうございました。説明は終わりましたが、第3号議案のかたくちいわし瀬戸内海系群については事務局から説明があった内容で答申することとし、軽微な字句の修正は私に一任させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 どうも、この案で行きたいと思います。

梅田副会長 ちょっと一言だけいいですか。
これを受けて県はどうするのですか。

澁谷課長 県としましてはですね。ただ今の委員会での意見、それから今答申案で説明しましたその項目、これ県漁協のパブリックコメントをベースにしております。

委員会の意見なりその今の答申案の項目について、県としてもそのご意見というのは大変重く受け止めておりますので、今後具体的にどのように対応するかっていうのは、現時点、国との協議も必要となりますけれども、当面は、そのさきほどからありますように、漁業者の方の不安を取り除くような、理解をいただくというところがまずないことにはなかなか先に進めないということですので、引き続き国に対応を求めていくことと合わせて、新たな動き等がありましたら、現場、浜回りする等しましてですね、なるべく早期に皆様方の不安が払しょくできるように取り組んでまいりたいと考えています。

森友会長 よろしいですか。それでは、異議なしと認めます。第3号議案につ

いては、このように答申することとします。

それでは第4号議案「特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」事務局から説明をお願いします。

中元書記 事務局書記の中元です。お手元の資料の48ページをお開きください。

令和6年12月16日付で山口県知事から当海区会長あてに諮問がなされています。説明は水産振興課からお願いします。

吉田主査 引き続き水産振興課の吉田から説明させていただきます。座って説明いたします。

資料の48ページにあります通り、漁獲可能量につきまして、毎年ですね、1年ごとに管理するという事になってございます。

魚種ごとにですね、管理期間が異なっております。今回はですね、1月1日から管理年度が始まる1月1日から12月31日までを管理年度とする魚種について、水産庁からですね、山口県に対する漁獲枠の提示がありましたので、それに対応するための諮問ということでございます。

魚種といたしましては、さんま、まあじ、まいわし対馬暖流系群とご審議いただきましたかたくちいわしの瀬戸内海系群ということでございますけれども、このかたくちいわし瀬戸内海系群につきましては、今しがた第3号議案で容認できないという答申をいただいたところでございますので、かたくちいわし瀬戸内海系群についてはその答申内容を踏まえて対応してさせていただくということでございますので、よろしく願いいたします。

資料の50ページをお開きください。

水産庁からですね、提示された漁獲量について、山口県としてどういった形で漁業種類ごとに配分するかという案でございます。

まあじにつきましては、主には日本海で漁業が盛んなところでございますので、山口県に提示された2,400トンに対して8割を中型まき網に、それ以外をそれ以外の漁業ということで、これは都道府県資源管理方針の中でそのように決められていますので、そのように設定をさせていただくということでございます。

まいわしにつきましては、昨今かなり獲れ出したというところではありますけれども、まだ全国的にシェアは小さいということで、国からは現行水準という形で示されておりますので、知事管理区分としては山口県まいわし漁業に現行水準という形で配分しているところでございます。

さんまにつきましても同様にですね、県も現行水準という形でございます。県内の配分も現行水準という形でございます。

かたくちいわしの都道府県の県別漁獲可能量ですが、ステップワンはですね、県全体で、国の方からうち数という形で山口県に示されています。この4万8千トンというのは、瀬戸内海一円の漁獲可能量というものでございます。

これは、先ほど申し上げました通り、3号議案の方で承認できないと答申が出ているところでございますので、県としましては、承認できないという答申を踏まえて対応させていただくということでございます。

3番目として、附帯決議でございますけれども、これは例年、かけさせていただいているものでございますけれども、まあじについてですね、山口県は数量明示ということで、日本海側の漁獲量、まあじが、漁獲量が多いグループに入っているということでございまして、基本的には1月1日時点で2,400トンを上回ってはいけないというところでございますけれども、水産庁の方で全国の漁獲量の何割かを、留保枠として持っています。

海域によって漁模様の濃淡が出てきた場合に速やかに、その漁が止まらないように、水産庁が持つる余裕枠から関係県に示すというような運用がされているわけでございますけれども、今後ですね、この水産庁が持つる留保枠を関係県、漁獲量が多いグループの中で割り振るという作業が毎年行われているところでございますけれども、そういった場合ですね、本来であれば、漁獲枠が増えたりした場合もその都度委員会に諮らないといけないということでございますけれども、その増える場合については漁業者の方々の不利益が少ないということで事後報告させていただきたいという附帯決議でございます。

52ページの方は、今回のですね、まあじなどの答申が得られた場合はですね、公表することになってございますので、その公表案ということでございます。

かたくちいわしについてはですね、先ほどから説明させていただきました通り、第3号議案で承認できないという答申をいただきましたので、それを踏まえて対応するというところでございます。

雑駁な説明ですけれども、4号議案の説明を終わります。よろしくお願いたします。

森友会長

説明が終わりましたが、ご意見やご質問はございませんか。

-----質問等なし。-----

森友会長

意見等がなければ、知事からの諮問に対して、かたくちいわし瀬戸内海系群については第3号議案の答申内容を踏まえて対応していただくとし、その他については「特に異議はない旨の答申をする」ことと

してよろしいでしょうか。

-----異議なしの声-----

森友会長 異議なしと認めます。第4号議案については、そのように答申することとします。

本日の議案は以上となります。

続いて、報告事項に移ります。報告事項ア「付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更について」水産振興課より報告をお願いします。

吉田主査 続いて、資料の58ページをお開きください。付帯決議に基づく知事管理漁獲可能量の変更ということで、今回、さばでございます。

先ほどまあじの付帯決議は第4号議案で説明させていただきましたが、12月にさばの留保枠から配分されて増えましたので、事後報告でございますけども、報告させていただきます。

令和6年6月25日に2,400トン、全体で配分されたところでございますけども、この度、12月17日に400トンプラスされて2,800トンという風に400トン増えましたので、本来であればですね、海区漁業調整委員会に諮らないといけないということですけども、昨年、漁期が始まる前に、増える場合は事後報告でいいということで付帯決議がされていますので、事後報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

森友会長 ただ、今の説明についてご意見、ご質問ございませんか。よろしいでしょうか。

-----質問等なし。-----

森友会長 以上をもちまして本日の議会は全て終了しましたが、他に何かございませんか。よろしいでしょうか。それでは、以上で会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。お疲れ様でした。

(14:20 終了)

上記のとおり令和6年度第5回山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の議事の経過及びその結果を明確にするために、この議事録を作成し議長及び出席委員2名が署名押印した。

令和6年 月 日

議 長

議事録署名人

議事録署名人